

新川地域上下水道料金システムサービス提供業務
に係る公募型プロポーザル募集要領

令和8年6月

新川地域上下水道システム

共同利用協議会事務局

目 次

1	事業の概要.....	3
2	見積限度額.....	5
3	参加資格要件.....	6
4	参加手続き.....	6
5	提案書の提出.....	6
6	提案書の記入方法.....	7
7	提案書等の提出方法.....	9
8	審査方法及び審査結果.....	9
9	審査委員会の設置.....	11

<別紙>

別紙1 提案書記載事項一覧

別紙2 必須要件一覧

別紙3 整備及び運用保守に係る経費見積

新川地域上下水道料金システムサービス提供業務に係る 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

新川地域上下水道料金システムサービス提供業務

(2) 事業の目的

新川地域の魚津市、滑川市、黒部市、舟橋村、入善町、上市町、立山町、中新川広域行政事務組合(以下「事業者」という。)は、表 1-1 に示す年度に現行システムを導入(更新)し、上下水道料金、検針等業務を行っています。

現行システムは、いずれの事業者においても導入後長期間が経過しているため、システムの老朽化が進むとともに、度重なる改修による肥大化・複雑化により、システム改修費や運用保守費の増嵩が問題となっています。

こうしたことから、事業者では、上下水道料金システムの最適化を図るため、共同で上下水道料金システムクラウドサービス(以下「システムサービス」という。)を導入します。

表 1-1 現行システムの稼働(更新)時期と新システムの稼働希望時期

Gr	事業者名	対象事業	現行システム 稼働(更新) 年月	新システム 稼働希望 年月
Gr1	魚津市	上下水道事業	H31. 4	R 9. 10
	滑川市	上下水道事業	H27. 4	R 9. 10
Gr2	舟橋村	上水道事業	H27. 4	R10. 1
	上市町	上下水道事業	H27. 7	R10. 1
	立山町	上下水道事業	H31. 4	R10. 1
	中新川 広域行政 事務組合	舟橋村、上市町、立山 町の広域下水道事業	R6. 11	R11. 11
Gr3	黒部市	上下水道事業	H30. 4	R10. 4
	入善町	上下水道事業	H27. 4	R10. 4

※ 1. 新システムの具体的な稼働時期は、業者決定後に事業者と受注者間で協議して決定する。

表 1-2 事業者毎の対象戸数等について（令和8年3月現在）

事業者名			魚津市	滑川市	舟橋村	上市町	立山町	中新川 広域行政 事務組合	黒部市	入善町	合計
水道	水洗化 人口	(人)	33,654	31,588	3,257	16,830	22,860	－	28,947	2,207	139,343
	水洗化 戸数	(件)	15,649	12,616	1,217	7,571	9,187	－	12,906	903	60,049
	開栓数	(件)	15,593	13,875	1,222	7,539	9,613	－	13,182	1,142	62,166
	閉栓数	(件)	5,324	3,191	60	1,698	1,990	－	3,611	303	16,177
	水栓計	(件)	20,917	17,066	1,282	9,237	11,603	0	16,793	1,445	78,343
下水道	水洗化 人口	(人)	32,583	26,104	－	4,540	1,533	33,538	33,211	19,303	150,812
	水洗化 戸数	(件)	14,320	10,485	－	1,745	718	13,264	13,742	7,343	61,617
	開栓数	(件)	15,307	11,528	－	1,811	718	13,674	14,425	8,098	65,561
	閉栓数	(件)	2,952	1,226	－	221	78	1,201	2,771	1,221	9,670
	水栓計	(件)	18,259	12,754	0	2,032	796	14,875	17,196	9,319	75,231
参考 ※1	開栓数	(件)	12,733	11,022	－	1,692	698	－	10,601	不明	36,746
	閉栓数	(件)	1,873	959	－	92	44	－	1,369	不明	4,337
	計	(件)	14,606	11,981	0	1,784	742	0	11,970	不明	41,083

※1 上下水道併用の件数

(3) 業務の内容等

別添資料1「新川地域上下水道料金システムサービス提供業務調達仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。

(4) 環境構築期間及び利用期間

- ・システム環境構築 契約締結の日からサービス開始の前日まで
- ・システムサービス利用期間 サービス開始日から令和19年3月31日まで

契約時期及びシステムサービス利用期間

水道事業者名	契約希望年度	サービス利用期間	
		開始(希望)	契約終了時期 (更新後終了時期)
魚津市	令和8年度	令和9年10月	令和14年3月 (令和19年3月)
滑川市			
舟橋村	令和8年度	令和10年1月	令和15年1月 (令和19年3月)
上市町			
立山町			
中新川広域 行政事務組合	令和9年度	令和11年11月	令和16年10月 (令和19年3月)
黒部市	令和9年度	令和10年4月	令和15年3月 (令和19年3月)
入善町			

2 見積限度額

① システム環境構築期間(契約の日～令和11年11月)における委託料の見積限度額は、660,000千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

② サービス利用期間(5年間)における利用料の見積限度額は、423,610千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

とします。

本調達に係る経費の見積にあたり、消費税及び地方消費税は、合わせて10%の税率で積算してください。

※1 ここで示す限度額とは別に契約手続きの中で予定価格を設定します。

※2 「新川地域上下水道料金システムサービス提供業務に係る経費見積書」は、総額の他に、その内訳として事業者毎の経費見積額も提出してください。

3 参加資格要件

企画提案に参加しようとする者は、次の条件をすべて満たすこととします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② すべての事業者において競争入札参加資格を有する者であること。ただし、プロポーザル参加申込みの締切りまでに入札参加資格審査申請を行い、提案書提出締切りまでに承認を受けた者も有資格者として認めるものとし、詳細は各事業者と調整するものとする。
- ③ 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ④ 過去 5 年間に、全国の水道事業者において上下水道料金システムの導入実績を有していること。

4 参加手続き

（1）参加申込み

ア プロポーザルへの参加を希望する場合は、プロポーザル参加申込書（別紙_様式第 1 号）及び会社概要書（別紙_様式第 2 号）、業務実績調書（別紙_様式第 3 号）を令和 8 年 7 月 6 日（月）午後 5 時まで（必着）に電子メールにて提出してください。

イ プロポーザルの参加申込後に参加を辞退する場合は、令和 8 年 7 月 30 日（木）午後 5 時までに辞退届（別紙_様式第 4 号）を提出してください。

（2）本プロポーザル実施に関する質問

本プロポーザル実施に関する質問は、質問書（別紙_様式 5 号）へ記入のうえ、令和 8 年 7 月 10 日（金）午後 5 時まで（必着）に電子メールにて提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。

また、質問に対する回答は原則として令和 8 年 7 月 17 日（金）午後 5 時までにプロポーザル参加申込書を受理した全者に電子メールで回答します。

5 提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申し込みされた業者は、別添の仕様書を踏まえ、次のとおり、企画提案書等を提出してください。

ア 提案書記載事項一覧（別紙 1）により記載した提案項目
（以下「提案書」という。）

イ 必須要件一覧（別紙 2）

ウ 新川地域上下水道料金システムサービス提供業務に係る経費見積（別紙 3）
（以下「見積書」という。）

6 提案書等の記入方法

(1) 提案書の記入方法

- ア 提案書記載事項一覧(別紙1)の各項目について、仕様書に基づき提案すること。
- イ 様式はA4 縦長横書き両面とすること。なお、図面等補足資料でA3 用紙を使用する場合はA4 版に折り込むこと。
- ウ 表紙には、表題として「新川地域上下水道料金システムサービス提供業務提案書」と社名を記載すること。
- エ 目次には、章・節等の項目番号及び、参照先のページ番号を記載すること。
- オ 提案書記載事項一覧のすべての項目について、記載すること。
- カ 記載事項の順序は、提案書記載事項一覧の順序にすること。記載の順序及び記載事項の変更等を行わないこと。なお、記載の順序又は記載事項の変更等が行われている場合は、審査対象としないことがある。
- キ 提案書の本文は、100ページ以内とすること(表紙、目次等は除く。)
- ク 使用する言語は、日本語とすること。
- ケ 提案書の記述内容に不整合があった場合は、事業者によりな記述内容を正とみなす。

(2) 必須要件(別紙2)

- ア 別紙2の様式で作成すること。
- イ 可否欄
 - 要件ごとに、以下の区分により、記号を記入すること。
 - ・当該要件が実現可能な場合・・・・・・・・・・○
 - ・当該要件が指定とは違う方法で実現可能な場合・・△
- ウ 頁欄
 - 要件に関して記載した提案書のページ数を記入すること。
- エ 留意事項
 - 可否欄に、○が記入してある要件は、実現できるものとみなす。記入されていない要件は、実現できないものとみなす。

(3) 見積書の記入方法(別紙3)

今回提出を求める見積は、各社がそれぞれ構築可能で実現性の伴う提案であること。積算対象年度は、システム導入費用(システム構築費用、カスタマイズ費用、ハードウェア調達費用、水道標準プラットフォーム環境構築費用、データ移行費用、マイページ導入費用、外部システム連携費用)とサービス開始から10年間のランニング費用(システム使用料、システム保守料、水道標準プラットフォーム利用料、回線使用料)を提示すること。

ア 様式は、別紙3の様式で作成すること。

イ 積算項目

①上下水道料金システム新規導入業務（導入費用）

a. システム構築費用

- ・パッケージソフトウェア、ネットワーク機器、プロジェクト管理、現状分析・要件定義、システム設計、カスタマイズ、システムテスト、設定作業、データ移行（現行システムからのデータ抽出を除く）、導入支援作業等に係る費用
- ・作業の品質管理、定例会議の運営、報告、ドキュメントの作成と報告、進捗・品質・契約に係る費用

b. カスタマイズ費用

- ・上下水道料金システムのカスタマイズに係る費用

c. ハードウェア調達費用

- ・サービス提供に必要な検針機器（スマートフォン又はハンディターミナル）、検針モバイルプリンタ、クライアントパソコン、バーコードリーダ、プリンタ、スキャナ、シーラー圧着機等ハードウェアに係る費用

d. 水道標準プラットフォーム環境構築費用

- ・プラットフォーム環境設定作業、利用手続支援に係る費用

e. データ移行費用

- ・データ移行に係る費用（現行システムからのデータ抽出は除く。）

f. マイページ導入費用

- ・マイページ（HP）導入に係る費用

g. 外部システム連携費用

- ・住民基本台帳システム及び GIS システム、マイページ（HP）、eLTAX、OCR との連携に係る費用

②ランニング費用（5年間）

h. システム利用料（マイページ（HP）利用料を含む。）

- ・サービス提供に必要な OS、ミドルウェア、アプリケーションソフトライセンス料に係る費用

i. システム保守料

- ・システム保守等ソフトウェアに係る費用
- ・システム運用保守、運用サポート、ヘルプデスク、障害対応、ドキュメント整備、教育・研修に係る費用

j. 水道標準プラットフォーム利用料

- ・水道標準プラットフォーム利用料、運用管理サポートに係る費用

k. 回線使用料

- ・データセンターから庁舎までの回線使用料に係る費用

ウ 留意事項

- ・日本円で、消費税込みで記載すること。

7 提案書等の提出方法

(1) 提案書等の提出部数

提案書、必須要件一覧及び見積書（以下、「提案書等」という。）を、「5 提案書等の提出」に記載した順で、次のとおり調製し、提出してください。

- ア 簡易製本 10 部
- イ 複製用原紙 1 部
- ウ 提案書等の内容を PDF 形式の電子データで出力した CD-ROM 8 枚

（注）・複製用原紙の内容は簡易製本と同様である。ホチキスではなく、ダブルクリップ等でとめること。

(2) 提出期限等

ア 提出期限

令和 8 年 7 月 3 1 日（金） 午後 5 時

イ 提出場所

〒930-0290 富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地

新川地域上下水道料金システム共同利用協議会事務局（立山町水道課）

担当 今出川、牧田 電話 076-462-9959

e-mail suidou@town.tateyama.lg.jp

(3) 提出方法等

ア 原則として持参により提出することとしますが、やむを得ず郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限の前日までに必着とします。

イ 提出した提案書等は、書換え、引き替え又は撤回することはできません。

ウ 提出した提案書等の取扱いは、立山町情報公開条例（平成 10 年立山町条例第 23 号）によります。提出された提案書等において企業秘密に該当する部分については、提案書等にその旨を明記するなど明らかにしてください。

エ 提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属します。なお、提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととします。

8 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

企画提案書の書面審査及びデモンストレーション（実機検証）により、最も優れた提案であると評価された者を契約候補者とします。

ア 書面審査

企画提案書（システム機能要件一覧、出力帳票一覧を含む。）及び見積書をもとに、審査員が、別紙 4 新川地域上下水道料金システムサービス提供業務に係る提案書評

価基準に基づき書面審査を実施します。なお、「3参加資格要件」を満たしていない場合、参加資格の審査結果を提案者に通知します。

イ 評価点

- ① 評価点の配分及び計算式は、次のとおりです。
 - ・評価点（3500点）＝技術点（2500点）＋価格点（1000点）
- ② 技術点（2500点）
 - ・企画提案書（2000点）とデモンストレーション（500点）により評価します。
- ③ 価格点（1000点）
 - ・価格点は、次のとおり算出します。（小数点第2位を四捨五入）

$$\text{価格点} = (1 - \text{見積書総額} / \text{予定価格}) \times 1000 \text{点}$$
 - ・入札価格及び予定価格の対象範囲は、システムの整備費用及び稼働後5年間のサービス提供の全ての費用とします。

ウ デモンストレーション（実機検証）

企画提案書で表現できない部分についての説明のため、デモンストレーションを実施します。

①実施日時

日時：令和8年8月中旬（別途調整）

②実施場所

場所：別途通知します。

③実施方法及びタイムスケジュール

- a. デモンストレーションの順番は提案書の提出順とし、詳細は別途、通知します。
- b. 持ち時間は、デモンストレーション 50 分以内（時間厳守）、水道事業者職員による実機検証 20 分、質疑応答 20 分の計 90 分以内とします。なお、デモンストレーション（実機検証）にかかる準備時間は持ち時間に含まないものとします。
- c. 提案者は、以下の内容に沿ってデモンストレーションを実施してください。（パッケージ仕様により処理の順番が前後する場合はこの限りではありません。）

【デモンストレーションのシナリオ等】

No.	シナリオ	シナリオ内容
1	基本機能	認証機能、メニュー機能
2	受付業務	検索機能、照会機能、受付機能、使用者情報更新、宛名印刷
3	開閉栓業務	使用開始、使用休止
4	検針業務	検針業務、メーター管理、メーター集計
5	調定業務	調定処理、調定変更、請求、調定集計
6	収納業務	料金支払い、消込処理、還付、納入状況回答、収入集計、未納集計、還付集計

7	滞納整理業務	督促処理、供給停止予告、供給停止、供給停止解除、不納欠損
8	出力帳票	出力帳票
9	その他有用な機能（任意）	有用な機能（任意）

（２）結果通知

審査結果は、後日、書面で採否のみ通知します。また、審査結果に対する異議申し立てはできません。

9 審査委員会の設置

別添「新川地域上下水道料金システムサービス提供業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」のとおり。

10 契約

（１）契約の相手方及び契約時期

契約候補者と内容を別途協議のうえ、契約締結するものとします。契約候補者が必要な契約条件に合致しない場合、契約締結を行わない場合があります。この場合、次点者と契約締結について協議します。

契約希望年度	事業者名
令和８年度	魚津市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町
令和９年度	中新川広域行政事務組合、黒部市、入善町

※１ 新システムの具体的な契約時期、稼働時期、契約終了時期は契約候補者決定後に、上下水道事業者と契約候補者間で協議して決定します。

（２）契約方法

システム構築業務及び運用・保守管理については、以下の方式にて契約を予定しています。

ア 受託者契約

- ①システム構築業務（水道標準プラットフォームの利用料を含む）にかかる契約については、委託者と受託者の契約とします。
- ②運用開始以降のアプリケーション提供業務、システム保守業務等の月額費用及び水道標準プラットフォームから提供されるプラットフォーム基本サービス（受託者利用環境）、IT 基盤提供サービス、ネットワークサービス（受託者使用回線）については、上下水道事業者と受託者の契約とします。

イ プラットフォーマー契約

- ① 運用開始以降の水道標準プラットフォームから提供されるプラットフォーム基本サービス（委託者利用環境）、データ流通・蓄積サービス、ネットワークサービス（委託者使用回線）の月額利用料については、各事業者とプラットフォームの契約を予定しています。

11 その他

- （１）公募型プロポーザルの手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- （２）企画提案書は、１参加者１提案とします。
- （３）企画提案書を協議会事務局が受理した後は、追加及び修正はできません。
- （４）企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- （５）次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員又は本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続きの過程で、暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当することが判明した場合

12 今後のスケジュール

令和８年６月２９日（月）	プロポーザル公示
令和８年７月６日（月）	プロポーザル参加申込み締め切り
令和８年７月１０日（金）	プロポーザルに関する質問書提出締め切り
令和８年７月３１日（金）	企画提案書等提出締め切り
令和８年８月中旬（別途日程調整）	デモンストレーション
令和８年８月下旬（別途日程調整）	契約候補者の決定
令和８年９月上旬～	契約

13 問合せ先

〒930-0290 富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地
新川地域上下水道料金システム共同利用協議会事務局（立山町水道課）
担当 今出川、牧田
電話 076-462-9959
e-mail suidou@town.tateyama.lg.jp